

古賀市下水道排水設備基準

令和5年12月

目次

1. 総則	3
1 目的.....	3
2. 設計	4
1 事前調査	4
2 排水方式	4
3 土被り.....	6
4 排水管の内径および勾配.....	6
5 露出管について	6
6 柵の設置	6
7 ストレーナーの設置.....	7
8 トラップの設置	7
9 ポンプ施設等の設置.....	7
10 阻集器の設置	7
11 ディスポーザーの設置.....	8
12 排水槽（ビル・ピット）の設置.....	8
13 排水ヘッダーの設置	8
14 汚水柵の蓋について	8
15 井戸水使用時の下水道使用料について	8
3. 排水設備工事仕様書の作成.....	9
1 提出書類について.....	9
4. 検査について.....	13
1 検査の流れ.....	13
2 検査項目	13
3 検査に必要なもの.....	14
5. 指定工事店の責務および遵守事項.....	14
6. 工事に対する責任	14
7. 指定の取消しまたは一時停止	15
8. 罰則	15

1. 総則

1 目的

この基準は古賀市下水道条例施行規程に基づき排水設備（水洗便所を含む）の設計及び施工についての技術上の基準を示すと共に、これら工事の設計審査及び完了検査の適正な施行を図ることを目的とする。

2 排水設備工事の範囲

排水設備工事とは土地及び建物から排出される下水を下水道管に流入させるために必要な排水管路その他の排水設備（し尿浄化槽を除く）を新設、増設、改造、及び修繕する工事をいう。

3 用語の意義

この基準に用いる用語の意義は次に定めるところによる。

公共汚水柵	下水を下水道に流入させるために宅地内の排水管路の最下流で、宅地直近の公道に設ける柵をいう。
汚水	水洗便所・台所・風呂場等生活に起因する排水、もしくは工場・事業場の生産活動に起因する排水をいい、原則として次の分類表のとおりとする。
雨水	雨水・雪解け水など汚水以外の排水をいい、原則として次の分類表のとおりとする。

下水道法上の種類		発生形態による分類	下水の分類
下	汚水	生活もしくは事業に起因	し尿を含んだ排水
			雑排水
水	雨水	自然現象に起因	工場・事業場排水
			降雨・雪解け水

トラップ	衛生器具内に内蔵するか、またはそれらの付属品もしくは、排水系統中の装置として、その内部に封水をもち、排水の流れに支障を与えることなく、同時に排水管内の臭気が排水管内から室内に逆流してくるのを阻止できるものをいう。
器具トラップ	各種衛生器具に適応した形状および構造をもった付属トラップをいう。
封水	排水管、下水道管からの臭気、下水、ガス、ねずみ、昆虫類が室内に侵入するのを防止するために、トラップの内部に保持してある水
封水深	トラップ下流あふれ部の下流内面（ウェア）とトラップ底部の内面（ディップ）間の垂直距離をいう。
排便管	便器から第1柵までの管をいう。
洗浄装置	便器を洗浄するためのタンク類、洗浄管等の総称をいう。

掃除口	管の点検および掃除を容易にするために設ける開閉口をいう。
通気管	サイホン作用及びはね出し作用から封水を保護し、排水管内の流水を円滑にし、また排水系統内の換気を行うために設ける管をいう。

2. 設計

1 事前調査

排水設備工事の設計に際しては、次の事項について事前に調査確認をすること。

- ① 施工場所が下水道処理区域かの確認
- ② 接続する地域が合流地域か分流地域かの確認
- ③ 公共下水道施設および宅内既設排水管路の状況（流下能力、深さ、宅内既設配管の構造等の良否）、雨水の放流先有無の確認および現地調査
- ④ 所有権または管理権などの権利関係の調査および同意等の確認を特に入念に行うこと。
 - (ア) 他人所有の土地に排水設備を設ける場合
 - (イ) 他人が設置した排水設備に接続する場合
 - (ウ) 他人所有の建物に排水設備を設置する場合
- ⑤ 下記内容については、上下水道課と協議すること。
 - (ア) 仮設トイレ等の仮設物を一時的に設置する場合
 - (イ) 水質汚濁防止法または、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設および除害施設を設置する場合
- ⑥ 受益者負担金・分担金の賦課状況についての確認

2 排水方式

- ① 排水方式は原則として自然流下方式による。ただし下水道本管より低所の排水は排水槽等を設けて機械排水によること。
- ② 合流地域にあつては、原則として汚水および雨水を宅地内の最終樹前まで分離し、最終樹で同一管にまとめて下水道に放流すること。
ただし、雨水接続先の側溝があり、放流可能な場合は側溝に放流すること。
- ③ 分流地域にあつては、汚水を完全に分離し汚水は汚水本管に、雨水は雨水本管またはU型側溝にそれぞれ放流すること。
雨水放流先については担当部署（建設課等）に確認すること。
また、駐車場等から雨水の表面排水が公道上に流出し、通行の支障とならないよう計画すること。

④ 下水の排水方式は原則として次表による。

下水の種類	形態	排水方式
ベランダ排水	給水装置無 雨水貯留槽（植栽用）の排水	雨水
	給水装置あり（洗濯機等設置の場合）	汚水
足洗い場	屋根等が無く、雨水が混入する	雨水
	屋根等があり、雨水の混入が無い	汚水
散水栓	植栽等への散水	雨水
受水槽、消火栓補給水槽等		汚水
屋外の水盤（池、噴水等）	底部排水	汚水
	オーバーフロー水	雨水
屋外のプール	底部排水	汚水
	オーバーフロー水	雨水
ドレン排水	一般家庭等 ※注意事項あり	雨水
	水冷式クーリングタワー、大型機械、コンプレッサー、および工場等	汚水
ゴミ置き場	給水装置あり ※注意事項あり	汚水
	給水装置なし	雨水
駐車場ピット排水	付近に散水栓等があり汚水の流入がある場合	汚水
	雨水の流入のみの場合	雨水

※注意事項

- ・ドレン排水を直接、側溝や供用通路、ベランダ等に排水する場合、飛散や溢水の防止がされていること。
- ・側溝や側溝柵に滞留する水に起因する害虫が発生しないような配慮がされていること。
- ・ドレン排水の状況などの点検・確認等に支障がないこと。
- ・宅地内で雨水浸透を行っている家屋やドレン排水の排水管を雨水の縦樋に直接接合する場合には、雨水が給湯器内に流れて溢れることのないような防止がされていること。
- ・ドレンを汚水接続する際は、間接排水とし、周囲の雨水が入らないよう高さをとること。
- ・ゴミ置き場の排水を汚水に接続する場合は、給水装置の有無に関わらず、雨水の侵入がないよう屋根を設置すること。

⑤ 建物（ビル及び集合住宅を含む）内の排水管は、原則として、し尿汚水と雑排水を分離して建物外へ排水すること。（接続に問題がある場合は、上下水道課と事前協議をすること。）

3 土被り

排水管の土被りは原則として 20cm 以上とする。

露出管、特別な荷重がかかる場合等は、事前に上下水道課と協議の上、これに耐えうる管種を選定、または管の防護を施すこと。

4 排水管の内径および勾配

汚水のみを排除すべき排水管の内径及び勾配

排水人口	排水管の内径	勾配
150 人 未満	φ 100 mm 以上	100 分の 2 以上
150 人 以上 300 人 未満	φ 125 mm 以上	100 分の 1.7 以上
300 人 以上 500 人 未満	φ 150 mm 以上	100 分の 1.5 以上
500 人 以上	φ 200 mm 以上	100 分の 1.2 以上

*ただし、一つの建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75 mm以上とすることができる。

5 露出管について

露出は極力さげ、やむを得なく露出となる場合は、事前に上下水道課との協議が必要。

露出管には、管防護や紫外線防止対策を施すこと。

6 柵の設置

① 排水管の起点、終点、会合点、屈曲点、または管種、管径、勾配の変化する箇所、その他維持管理上必要な箇所に設ける。

② 柵の径は以下の表によるものとする。

深さ ※地表面から下流側の管底まで	柵の内径
800 mm 以下	φ 150 mm
800 mm 超 1500 mm 以下	φ 200 mm
1500 mm 超	φ 300 mm

基本的にφ 100 mmの管に対しては、φ 150 mmの柵を立ち上げる。

ドロップ柵（掃除口）については、同径の柵の使用を可とするが、最終柵はφ 150 mmとする。

φ 150 掃除口について、入側の H800 を超える場合は 150-200DR とする。

③ 柵の間隔は、直線部では原則として、管径の120倍以下とする。

- ④ 自在継手の使用は不可。
- ⑤ トイレに関しては、汚物の滞留・逆流を防ぐため段差型柵もしくは流下方向に向かって鋭角となるよう（45Y等を使用）に設置すること。
ただし、トイレが最上流部にある場合は直角でも可とする。
- ⑥ トラップ柵使用上の注意
トイレ合流点柵の下流に近接してトラップ付柵を設ける場合、トラップ部に汚物を送り込む可能性があるため、原則として50cm以上離すこと。また、下水臭気の屋内侵入を防止するため、原則として器具トラップを設置するが、既設設備等で器具トラップの取付が困難な場合は、小口径トラップ付柵を使用し、掃除口の口径は原則としてφ75mm以上とすること。
- ⑦ 雨水浸透柵
雨水放流先がないために雨水浸透柵を設ける場合には、必ず事前に上下水道課と協議のこと。事前協議なく施工した場合には、罰則対象となるため注意のこと。
- ⑧ 宅内最終柵は公共柵に最も近い位置に設置すること

7 ストレーナーの設置

浴場、流し場等の汚水流出口には、固形物の流下を阻止するために有効な目幅をもったストレーナーを設置すること

8 トラップの設置

器具トラップ、配管トラップ、トラップ柵のいずれかで設置の際、二重トラップにならないように注意すること。

9 ポンプ施設等の設置

地下室その他下水の自然流下が充分でない場所における排水は、ポンプ施設等を設けること。

10 阻集器の設置

油脂、ガソリン、土砂その他、水再生センターの処理機能に影響をおよぼすような物質、または排水管等を損傷するおそれのある物質を含む下水を公共下水道に排出する場合は阻集器（日本阻集器工業会の認定品）を設置すること。

事業所	設置阻集器
理髪店、美容院	ヘア阻集器
旅館、飲食店	グリース阻集器
自動車整備工場、ガソリンスタンド	オイル阻集器
石材加工所	サンド阻集器
クリーニング工場	ランドリー阻集器

歯科医院、外科医院	ブラスタ阻集器
-----------	---------

* グリース阻集器の容量の計算や認定品に関する情報は、日本阻集器工業会のホームページを参照のこと。(www.nihon-soshuki.jp)

11 ディスポーザーの設置

- ① ディスポーザーを設置しないこと。ただし、公益財団法人日本下水道協会の排水設備関連規格（直近に定められた規格）に適合すると評価を受けたディスポーザーを除く。
- ② ①で適合すると評価を受けたディスポーザーの設置の確認を受ける場合は排水設備計画確認申請に下記の書類を添付する事
 - ・ 認定書または適合評価書の写し
 - ・ 誓約書
 - ・ 機器の構造、性能を示す仕様書
 - ・ 維持管理計画書
 - ・ 維持管理委託契約確約書
 （古賀市下水道条例施行規程第 3 条第 6 項および第 4 条第 2 項）

12 排水槽（ビル・ピット）の設置

排水槽の設置を予定している場合は、「臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための処置」が施されることが必要となる。

ビル・ピットを設ける際は、必ず上下水道課と事前協議を行うこと。

13 排水ヘッダーの設置

排水ヘッダーを設置する場合は、以下の使用条件となる。

- ① 確認申請に排水ヘッダーの仕様書を添付する。
- ② トイレは別系統にする。
- ③ ヘッダーのメンテナンスができるよう床面に点検口を設ける。
- ④ 維持管理誓約書を提出する。

14 汚水柵の蓋について

- ・ 汚水柵の蓋については、雨水柵の蓋と混同しないようにすること。
- ・ 駐車場等の荷重がかかるような箇所については、用途に応じた耐圧仕様のものを使用すること。

15 井戸水使用時の下水道使用料について

下水道使用料については、一般家庭が井戸水を使用する場合、基本的にその使用人数から認定水量で算定とするが、共同住宅、工場・店舗等については、井戸メーターを設置し、そのメーター数値で算定する。平面図には、必ず井戸メーターの場所を表示すること。

3. 排水設備工事仕様書の作成

1 提出書類について

① 書類の流れ

	書類の流れ	内 容
1	申請者 → 工事店	排水設備工事の依頼
2	工事店 → 市役所 (申請)	工事着工 <u>10日前</u> までに 排水設備新設等計画確認申請書の提出 【奨励金申請書・請求書・証明書の提出】
3	市役所 → 工事店 (許可)	排水設備新設等計画確認済証（確認済証）の交付 【奨励金額内定通知】
4	工事店 → 申請者	確認済証の引渡し、工事着工
5	工事店 → 市役所 (完了届)	排水設備工事完了後 <u>5日以内</u> に 排水設備新設等工事完了届の提出
6	市役所 → 工事店 (完了検査)	完了検査(火曜日の午前中に実施)
7	市役所 → 工事店 (済証)	排水設備検査済証（検査済証）の交付 【奨励金額決定通知】
8	工事店 → 申請者	検査済証の引渡し
9	市役所 → 申請者	【奨励金の交付】

※ 【 】内については、水洗便所改造奨励金発生時。

※ 浄化槽からの改造の場合は、浄化槽廃止届出書の提出が必要。

(先に福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所に提出。そのコピーを市に提出。)

※ 確認済証、検査済証は必ず申請者に引き渡すこと。

※ 工事着工 10 日前及び工事完了 5 日後が土、日、祝日等市役所の閉庁日に当たる場合、その前日が提出期限とする。

※ 書類審査、完了検査について

書類の審査及び完了検査は、「公益財団法人 ふくおか環境財団」が行う。

検査実施は火曜日のみ。木曜日の午前中までに完了届が市役所に提出されれば、検査は

翌週の火曜日に行う。ただし、翌週火曜日が祝日となる場合は、さらにその翌週火曜日の検査となる。完了届が木曜日の午後～金曜日に提出された場合、検査は翌々週の火曜日となるため、提出時間に要注意。

※図面、添付資料などに不備があった場合、工事店への訂正依頼は環境財団が行う。訂正資料は市役所ではなく環境財団に提出のこと。

② 記入要領（別紙記入例参照）

(ア) 排水設備新設等計画確認申請書および確認済証

項目	記入内容および注意事項
申請年月日	市役所窓口に届出た日 *必ず工事着工 10 日前までに提出
申請者住所・氏名	工事の契約を行った人の住所・氏名・印・電話番号 *印については自筆の場合省略可
設置場所及び使用者氏名	排水設備工事を行う場所と使用者の氏名・印 *印については、自筆の場合省略可
他人の土地又は排水設備を利用する時は、その承諾印	申請者・使用者とは別の人の土地又は排水設備を使用する場合、その土地又は排水設備の所有者の住所・氏名・印
建物の用途	一般住宅…一般的な戸建住宅 借家…一戸建て住宅の借家 共同住宅…マンション、アパート等複数の世帯が住む住居 店舗…店舗として使用する（居住しない物件） ビル…複数の店舗等が使用する物件 その他…上記にあてはまらない場合（工場、店舗付住宅等） *マンション、アパート等建物名称があるときは「その他」のところに名称を記入してください。
工事種別 *下水道接続の状況	1. 新設…新築により新たに下水道接続 2. 建替え（汲取り→）…既設建物が汲取りを建替えて接続 3. 建替え（浄化槽→）…既設建物が浄化槽を建替えて接続 4. 建替え（公共下水道→）…既設建物が下水道接続済み在建替え 5. 増設…既設管に追加で接続 6. 仮設…撤去予定で一時的に接続 7. 改造（汲取り→）…汲取りから下水接続の切替工事のみ 8. 改造（浄化槽→）…浄化槽から下水接続の切替工事のみ *3と8は「浄化槽廃止届出書」の提出が必要（「浄化槽廃止届出書」は福岡・遠賀保健福祉環境事務所に提出、そのコピーを古賀市に提出）

工事予定期間	着工予定日、竣工予定日 *書類提出は着工予定日の10日前まで
使用水の種類 及び排水人口	1.水道水のみ…上水道使用 2.井戸水のみ…井戸水使用 *共同住宅の場合は、井戸メーター設置を推奨 3.水道・井戸併用…工場・店舗等は井戸メーター設置が必要 一般家庭は、井戸水使用箇所と使用人数を記入
施工者住所・氏名	施工者住所・会社名・代表者氏名・印・電話番号
排水設備技術者名	古賀市登録の責任技術者名・印・登録技術者番号

(イ) 排水設備新設等工事完了届(兼下水道使用開始届)及び検査済証

項目	記入内容および注意事項
申請年月日	市役所窓口に届け出た日 *必ず工事完了後5日以内に提出
確認年月及び受付番号	「排水設備計画確認済証」記載の発行日、受付番号
申請者住所・氏名	工事の契約を行った人の住所・氏名・印・電話番号 *印については自筆の場合省略可
設置場所及び使用者氏名	排水設備工事を行う場所と使用者の氏名・印 *印については、自筆の場合省略可
建物の用途	一般住宅…一般的な戸建住宅 借家…一戸建て住宅の借家 共同住宅…マンション、アパート等複数の世帯が住む住居 店舗…店舗として使用する(居住しない物件) ビル…複数の店舗等が使用する物件 その他…上記にあてはまらない場合(工場、店舗付住宅等) *マンション、アパート等建物名称があるときは「その他」のところに名称を記入してください。
工事種別 *下水道接続の状況	1. 新設…新築により新たに下水道接続 2. 建替え(汲取り→)…既設建物が汲取りを建替えて接続 3. 建替え(浄化槽→)…既設建物が浄化槽を建替えて接続 4. 建替え(公共下水道→)…既設建物が下水道接続済み在建替 替え 5. 増設…既設管に追加で接続 6. 仮設…撤去予定で一時的に接続 7. 改造(汲取り→)…汲取りから下水接続の切替工事のみ 8. 改造(浄化槽→)…浄化槽から下水接続の切替工事のみ *3と8は「浄化槽廃止届出書」の提出が必要(「浄化槽廃止

	届出書」は福岡・遠賀保健福祉環境事務所に提出、そのコピーを古賀市に提出)
工事期間	着工日、竣工日
使用開始日(予定日)	汚水の放流を開始する日(予定日)
使用水の種類 及び排水人口	1. 水道水のみ…上水道使用 2. 井戸水のみ…井戸水使用、排水人口を記入 *工場・店舗等、共同住宅の場合は、井戸メーターを設置 3. 水道・井戸併用…工場・店舗等は井戸メーターを設置 一般家庭は、井戸水使用箇所と排水人口を記入 ※井戸メーターについては、メーター設置時点での写真を添付すること
施工者住所・氏名	施工者住所・会社名・代表者氏名・印・電話番号
排水設備技術者名	古賀市登録の責任技術者名・印・登録技術者番号

(ウ) 水洗便所改造奨励金関連(申請書・請求書・証明書)

処理区域の告示のあった日から3年以内に接続(完了検査まで終了)した場合は、大便器1個(小便器は対象外)、浄化槽の場合は、浄化槽1基につき5万円を市から奨励金として支給。

- 書類の提出は、確認申請書提出時に併せて提出。
- 市税に滞納がないことを証する書類について【証明書】
収納管理課にて証明必要。(代理で取得可。ただし、委任状が必要)
- 請求書の申請者と口座名義が異なるときは、委任状が必要
※ 提出いただく書類の記載内容を修正する場合は、必ず申請者の訂正印が必要、修正液等は使用不可
※ 奨励金対象者は、現在使用している汲み取り便所を水洗便所に改造する(小便器は対象外)工事と浄化槽からの切替工事に限る。
建物の新築・増築・改築に伴う水洗便所への切替等は対象とならない。勘違いしやすい内容であるため、質問されなくても申請者に対し説明が必要。

(エ) 添付書類について

書類	申請	竣工
排水設備新設等 計画確認申請書(様式1号)	○	
排水設備新設等 計画確認済証(様式1号の2)	○	
排水設備新設等 工事完了届(様式第2号)		○
排水設備検査済証(様式第3号)		○
位置図(1/3000以上)	○	○
平面図(1/2000以上)	○	○

その他必要な書類(材料表、構造詳細図、配管立面図、仕様書)	△	△
雨水排水管工事にかかる側溝等への接続写真		△
浄化槽からの改造は、浄化槽使用廃止届(受付済コピー)		△

- 位置図はゼンリン等を使用し1/3,000以上とし、わかりやすいものにする。
 - 平面図は、1/2,000以上とし、配管図(汚水、雨水)、柵番号、柵の種類、柵間距離、柵の深さ、管の勾配、GL(グランドレベル)、公共汚水柵の位置、柵一覧表(汚水、雨水を含む)を記載柵一覧表(汚水、雨水を含む)は柵の種別等がわかるよう記入する。
- 柵一覧表が平面図に記載が難しい場合は、別紙記載(従来の縦断図でも可)でも可。平面図内または別紙記載の柵一覧表で全情報が記載されていることが必要
- 平面図に敷地境界線(一点鎖線表示)は現地の地形どおりに表示し隣接する道路名(市道、私道等)を必ず記入し、雨水放流先も雨水柵、側溝、水路等を表示する。
 - 新築・改造等で既設管・柵を使用する場合は、既設管・柵の判別ができるように点線で表示し、汚水管は赤色で雨水管は青色で表示する。
- 平面図のGL(グランドレベル)は、TOP柵を基準地盤高(GL表記は±0)として、基準地盤高に対する各柵の地盤高の変化幅を記載する。変化がない場合は記載不要であるが、変化した柵には、基準地盤高に対する変化幅(記入例「GL-15」、または「GL+15」等の表記、単位はcmメートル記載が基本)を表示する。
- 雨水側溝に新たに設けた雨水放流先の管口について、完了検査時に目視で確認できない場合は、完了届提出時に管口の写真(管口がはっきりと見える写真)を添付する。

4. 検査について

1 検査の流れ

工事店→市役所	排水設備工事完了後、 5日以内 に排水設備新設等工事完了届の提出
財団又は市役所 →工事店	完了検査の日時の連絡(前日までに電話連絡)
検査	古賀市責任技術者立会いの元、完了検査の実施 (検査は外構工事終了後、実施) ※外構工事が遅れる場合は連絡が必要
市役所→工事店	排水設備検査済証(検査済証)の交付
工事店→申請者	排水設備検査済証(検査済証)の引渡し

2 検査項目

- 鏡による管路の検査。

- ・分流地域は、汚水を公共枡、雨水を側溝へ接続しているか。
- ・合流地域は、雨水枡の防臭を施しているか。
- ・図面との整合性は、とれているか。(枡の数、管布設距離、管径、勾配)
- ・必要な箇所に枡・掃除口が設置されているか。
- ・適切な施工がされているか。(枡・掃除口の高さ、コーキング)
- ・新築、建て替えで雨水管を新たに側溝等に接続した場合は、管口の面合わせ及びモルタル補修を行っているか。
- ・接続確認の為、原則として宅内から水を流して確認。

3 検査に必要なもの

- ・蓋を開ける道具、バケツ

5. 指定工事店の責務および遵守事項

古賀市下水道条例施行規程

第21条 指定工事店は、関係法令、条例及びこの規程その他管理者が定めるところに従い、誠実に排水設備工事を施工しなければならない。

2 指定工事店は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 工事施工の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
- (2) 工事は、適正な工費で施工しなければならない。
- (3) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (4) 指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与してはならない。
- (5) 工事は、条例第5条に規定する排水設備工事の計画に係る管理者の確認を受けたものでなければ着手してはならない。
- (6) 工事は、責任技術者の監理の下においてでなければ設計及び施工してはならない。
- (7) 災害等緊急時に排水設備の復旧に関して管理者から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めなければならない

6. 工事に対する責任

古賀市下水道条例施行規程

第24条 指定工事店は、条例第7条第1項の規定による工事完了検査の結果不良と認められた箇所については、管理者が指定する期間内にこれを改善しなければならない。

2 指定工事店は、検査に合格した後でも、1年以内において自己の工事に係る排水設備に故障を生じたときは、無償でこれを補修しなければならない。ただし、不可抗力又は使用者の責めに起因するときは、この限りでない。

3 指定工事店が前2項に規定する改善又は補修を行わないときは、管理者は、他の工

事店に命じてこれを施工させる。この場合、その費用は、前2項の指定工事店の負担とする。

7. 指定の取消しまたは一時停止

古賀市下水道条例施工規程

第27条 管理者は、指定工事店から前条第2項の届出を受けたときは、指定を取り消さなければならない。

2 管理者は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定を取り消し、又は1年を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

(1) 条例若しくはこの規程又はこれらに基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反したとき。

(2) 不正の手段により指定を受けたとき。

(3) 第16条に規定する指定の要件を欠くに至ったとき。

(4) 第17条各号に該当することとなったとき。

(5) 指定工事店としてふさわしくない行為があったとき。

3 指定工事店は、前2項の規定により指定を停止され、又は取り消されたときは、指定工事店証を直ちに管理者に提出し、又は返納しなければならない

8. 罰則

古賀市下水道条例

第39条 次の各号に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第5条の規定による確認を受けずに排水設備等の新設等を行った者

(2) 第6条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者

(3) 排水設備等の新設等を行って第7条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者

(4) 第9条又は第10条の規定に違反した使用者

(5) 第11条の規定による届出を怠った者

(6) 第20条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者

(7) 第31条の規定による確認を受けずに特定排水施設を設置した者

(8) 第34条第2項の規定による指示に従わなかった者

(9) 第35条に規定する命令に違反した者

(10) 第5条第1項、第21条の規定による申請書又は図書、第5条第2項、第11条、第14条の規定による届出書、第20条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者

様式第1号(第4条関係)		受付日 年 月 日		受付番号第 号	
記入例	課長	担当係長	課内(合議)	担当者	
					印
	公印承認		証交付	年 月 日	
排水設備新設等 計画確認申請書		取扱責任者			
		取扱上の注意		[分流・合流]	
		※赤着色部を参考に記入(押印)願います			
(宛先) 古賀市長		[審査者]		[賦課情報]	
古賀市下水道条例第5条及び古賀市農業集落排水処理施設条例第7条の規定により次のとおり申請します。					
[太枠内のみ記入のこと、工事着工10日前までに提出のこと。]					
申請年月日	令和3年6月1日				
申請者住所	古賀市 駅東1丁目1-1				
フリガナ	コガ タロウ				
氏名	古賀 太郎 印				
	(電話 ××× - ×××× - ××××)		(本人自署の場合印鑑不要)		
設備場所及び フリガナ	古賀市 同上 印				
(同上の場合は省略可)	(電話 - -)		(本人自署の場合印鑑不要)		
他人の土地又は排水設備 を利用する時はその承諾印	住所		氏名 印		
	(電話 - -)		(自署記名とともに必ず押印のこと)		
建物の用途 (該当するものに○印)	○ 一般住宅 ・ 借家 ・ 共同住宅(戸) ・ 店舗 ・ ビル				
工事種別 (該当するものに○印)	○ 1. 新設 2. 建替え(汲取り→) 3. 建替え(浄化槽→) 4. 建替え(公共下水道→) 5. 増設 6. 仮設 7. 改造(汲取り→) 8. 改造(浄化槽→) 9. その他()				
工事予定期間	着工	令和3年4月10日	竣工	令和3年6月1日	
使用水の種類及び排水人口 (該当するものに○印)	○ 1. 水道水のみ 2. 井戸水のみ 3. 水道・井戸併用(井戸水用途:) 【排水人口 人】				
施工者	(指定店番号第 ××× 号)				
指定工事店	住所 ○○○市○○○××丁目××-×× 商号 ○○○○○○設備㈱ 代表者 代表取締役 ○○ ○○				印
連絡先	(電話 ××× - ×××× - ××××)				
排水設備責任技術者	氏名 ○○ ○○		(指定番号第 ××× 号)		
※添付書類	① 位置図:1/3,000以上 ② 平面図:1/200以上、ます一覧表(汚水・雨水を含む。) ③ 管理者が必要と認める材料表、構造詳細図、配管立面図その他の図書				

様式第1号の1(第4条関係)										年 月 日			
記入例		排水設備新設等計画確認済証								記入しない			
古賀市長													
受付番号第		号排水設備新設等計画確認申請については下記の条件で認める。											
記													
1. 工事は申請の設計書及び設計図面のとおりに施工すること。 もし、計画を変更しようとするときはあらかじめその旨を上下水道課に届出てその指示に従うこと。													
2. 排水設備新設等工事完了届は、その工事を完了した日から5日以内に届出て、上下水道課の検査を受けなければならない。													
3. 検査を受け、もし不適格な箇所が発見された場合は、検査者の指示に従い改良すること。													
4. 工事中は交通安全並びに危険防止対策を十分に講じておくこと。													
申請年月日		令和 3 年 4 月 1 日											
申請者住所		古賀市 駅東1丁目1-1											
フリガナ		コガ タロウ											
氏名		古賀 太郎								印			
		(電話 ××× - ×××× - ××××)				(本人自署の場合印鑑不要)							
設備場所及び		古賀市											
フリガナ													
使用者の氏名		同 上								印			
(同上の場合は省略可)		(電話 - -)				(本人自署の場合印鑑不要)							
他人の土地又は排水設備 を利用する時はその承諾印		住所 氏名 (電話 - -) (自署記名ともに必ず押印のこと) 印											
建物の用途		一般住宅・借家・共同住宅(戸)・店舗・ビル											
(該当するものに○印)		その他()											
工事種別		1. 新設 2. 建替え(汲取り→) 3. 建替え(浄化槽→) 4. 建替え(公共下水道→) 5. 増設 6. 仮設											
(該当するものに○印)		7. 改造(汲取り→) 8. 改造(浄化槽→) 9. その他()											
工事予定期間		着工		令和 3 年 4 月 10 日						竣工		令和 3 年 6 月 1 日	
使用水の種類及び排水人口		1. 水道水のみ 2. 井戸水のみ											
(該当するものに○印)		3. 水道・井戸併用(井戸水用途:)											
		【排水人口 人】											
施工者		(指定店番号第 ××× 号)											
指定工事店		住所 ○○○市○○○××丁目××-××								印			
		商号 ○○○○○○設備㈱											
		代表者 代表取締役 ○○ ○○											
連絡先		(電話 ××× - ×××× - ××××)											
排水設備責任技術者		氏名		○○ ○○						(指定番号第 ××× 号)			
※添付書類		① 位置図:1/3,000以上 ② 平面図:1/200以上、ます一覧表(汚水・雨水を含む。) ③ 管理者が必要と認める材料表、構造詳細図、配管立面図その他の図書											

別記様式(第4条関係)

水洗便所改造 奨励金交付申請書

記入例

受付 令和 年 月 日	受付番号 第 号
----------------	-------------

古賀市長 へ

申請 令和 年 月 日

申請者住所	住所		ふりがな	こが たろう	
	古賀市駅東1丁目1-1		申請者氏名	古賀 太郎 ㊞	
	電話番号 ××× - ××× - ××××				
〔施工場所 同上の場合は省略可〕	住所		ふりがな	こが たろう	
	古賀市 同上		使用者氏名	古賀 太郎 ㊞	
	電話番号 ××× - ××× - ××××				
申請件数	大便器 1 個 浄化槽	基	添付書類 <input checked="" type="checkbox"/> 市税の滞納がない明書 <input type="checkbox"/> 家屋所有者の証明書 <input type="checkbox"/> その他	太 ワ ク 内 の み 記 入 の こ と	
奨励申請額	50,000	円			
契約工事店	商号	(有) ○○○○ ○○○市○○○×丁目×-× 代表取締役 ○○○○ ㊞	備考		
	住所				
	氏名				
	電話番号				××× - ××× - ××××
本件工事は、奨励金交付内定通知を受けた日から2箇月以内に完工します。					

別添設計図により計画の確認をしたので、奨励額を内定してよろしいか。

確認・内定欄	決裁	部長	課長	係長	担当者	伺 令和 年 月 日
						決裁 令和 年 月 日
					回 議	内定通知 令和 年 月 日
	奨励内定額			円	摘要	合流・分流
	歳出款項細目節細節予算残			円	現地調査	㊞

完了検査の結果、合格したので、奨励額を確定し交付してよろしいか。

検査・確定欄	決裁	部長	課長	係長	担当者	検査 令和 年 月 日
						伺 令和 年 月 日
					回 議	決裁 令和 年 月 日
	検査報告	別添設計図のとおり完工し、合格と認む。 ㊞				検査者氏名
	奨励確定額			円	支払予定日	令和 年 月 日

記入例

水洗便所改造奨励金請求書

宛先 古賀市長

住所 ○○市○○○×××番地

氏名 ○○ ○○ 印

TEF XXX - XXX - XXXXX

①記入しない、空白で!

年 月 日

受付番号 X の水洗便所改造奨励金を下記の通り請求します。

②印鑑は申請書と同じもの
※シャチハタは不可

記

施工場所	古賀市駅東1丁目1-1
金額	X 円

口座振込先	金融機関名	○○ 銀行 農協 支店 金庫 支所
	口座番号 フリガナ	普通 当座 1234567 コガ タロウ
	口座名義	古賀 太郎
	ゆうちょ銀行の場合	店名 【漢数字3桁】

様式第2号 (第6条関係)		検査日 年 月 日		受付番号第 号	
記入例		課長	担当係長	課内(合議)	担当者
					Ⓜ
排水設備新設等工事完了届 (兼下水道使用開始届)		公印承認 取扱責任者		証交付	年 月 日
		取扱上の注意 [分流・合流]			
※赤着色部を参考に記入(押印)願います					
(宛先) 古賀市長		[検査者]		[賦課情報]	
古賀市下水道条例第7条及び第14条並びに古賀市農業集落排水処理施設条例第9条及び第10条の規定により次のとおり届け出ます。 [太枠内のみ記入のこと。工事竣工後、5日以内に提出のこと。]					
届出年月日	令和 3 年 6 月 1 日				
確認日及び受付番号	令和 3 年 4 月 1 日		受付番号第 ×××××× 号		
申請者住所	古賀市 駅東1丁目1-1				
フリガナ	コガ タロウ				
氏名	古賀 太郎				Ⓜ
必ず記入のこと(電話×××-××××-××××) (本人自署の場合印鑑不要)					
設備場所及びフリガナ	古賀市				
使用者の氏名	同上				Ⓜ
(同上の場合は省略可)	必ず記入のこと(電話 - -) (本人自署の場合印鑑不要)				
建物の用途	一般住宅	借家	共同住宅(戸)	店舗	ビル
(該当するものに○印)	その他()				
工事種別	1. 新設 2. 建替え(汲取り→) 3. 建替え(浄化槽→) 4. 建替え(公共下水道→) 5. 増設 6. 仮設				
(該当するものに○印)	7. 改造(汲取り→) 8. 改造(浄化槽→) 9. その他()				
工事期間	着工	令和 3 年 4 月 10 日	竣工	令和 3 年 6 月 1 日	
使用開始日(予定日)	令和 年 6 月 5 日				
使用水の種類及び排水人口	1. 水道水のみ 2. 井戸水のみ 3. 水道・井戸併用 (井戸水用途:)				
(該当するものに○印)	【排水人口 人】				
施工者	(指定店番号第 ××× 号)				
指定工事店	住所	〇〇〇市〇〇〇〇××丁目××-××			
	商号	〇〇〇〇〇〇設備㈱			
	代表者	代表取締役 〇〇 〇〇			
連絡先	(電話 ××× - ××× - ××××)				
排水設備責任技術者	氏名	〇〇 〇〇			(指定番号第 ××× 号)
※添付書類	① 位置図: 1/3,000以上 ② 平面図: 1/200以上、ます一覧表(汚水・雨水を含む) ③ 管理者が必要と認める材料表、構造詳細図、配管立面図その他の図書				
※提出資料	① 雨水排水工事にかかる側溝等への接続写真 ② 浄化槽からの改造は、浄化槽使用廃止届(受付済写し)				

排水設備検査済証

記入しない

記入例

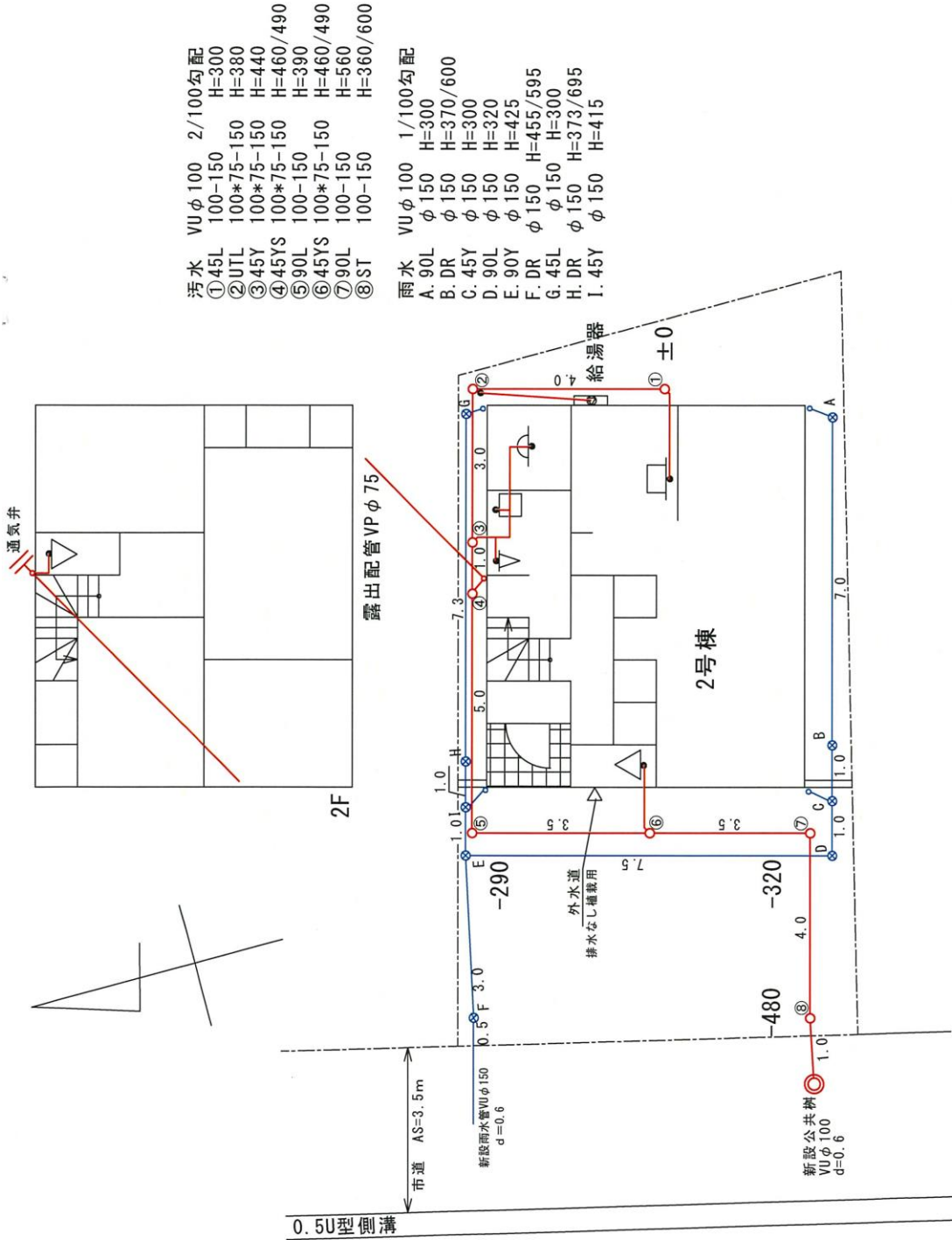
年 月 日

古賀市長

下記場所の排水設備は、古賀市下水道条例第7条及び古賀市農業集落排水処理施設条例第9条の規定による検査を終了したことを証明する。

届出年月日	令和3年6月1日	
確認年月日及び受付番号	令和3年4月1日	受付番号第 ×××××× 号
申請者住所	古賀市 駅東1丁目1-1	
フリガナ	コガ タロウ	
氏名	古賀太郎	印
	(電話 ××× - ×××× - ××××)	(本人自署の場合印鑑不要)
設備場所及びフリガナ	古賀市	
使用者の氏名	同上	印
(同上の場合は省略可)	(電話 - -) (本人自署の場合印鑑不要)	
建物の用途	一般住宅・借家・共同住宅(戸)・店舗・ビル	
(該当するものに○印)	その他()	
工事種別	1. 新設 2. 建替え(汲取り→) 3. 建替え(浄化槽→)	
(該当するものに○印)	4. 建替え(公共下水道→) 5. 増設 6. 仮設	
	7. 改造(汲取り→) 8. 改造(浄化槽→) 9. その他()	
工事期間	着工 令和3年4月10日	竣工 令和3年6月1日
使用開始日(予定日)	令和3年6月5日	
使用水の種類及び排水人口	1. 水道水のみ 2. 井戸水のみ	
(該当するものに○印)	3. 水道・井戸併用 (井戸水用途 :)	
	【排水人口 人】	
施工者	(指定店番号第 ××× 号)	
指定工事店	住所 ○○○市○○○××丁目××-××	印
	商号 ○○○○○設備株	
	代表者 代表取締役 ○○ ○○	
連絡先	(電話 ××× - ××× - ××××)	
排水設備責任技術者	氏名 ○○ ○○	(指定番号第 ××× 号)
※添付書類	① 位置図: 1/3,000以上 ② 平面図: 1/200以上、ます一覧表(汚水・雨水を含む) ③ 管理者が必要と認める材料表、構造詳細図、配管立面図その他の図書	
※提出資料	① 雨水排水工事にかかる側溝等への接続写真 ② 浄化槽からの改造は、浄化槽使用廃止届(受付済写し)	

平面図作成例



- 汚水 VU φ 100 2/100 勾配
- ① 45L 100-150 H=300
 - ② UTL 100*75-150 H=380
 - ③ 45Y 100*75-150 H=440
 - ④ 45YS 100*75-150 H=460/490
 - ⑤ 90L 100-150 H=390
 - ⑥ 45YS 100*75-150 H=460/490
 - ⑦ 90L 100-150 H=560
 - ⑧ ST 100-150 H=360/600

- 雨水 VU φ 100 1/100 勾配
- A. 90L φ 150 H=300
 - B. DR φ 150 H=370/600
 - C. 45Y φ 150 H=300
 - D. 90L φ 150 H=320
 - E. 90Y φ 150 H=425
 - F. DR φ 150 H=455/595
 - G. 45L φ 150 H=300
 - H. DR φ 150 H=373/695
 - I. 45Y φ 150 H=415